

刈谷市では、契約金額300万円以上の建設工事及び工事関係委託については、下記のいずれかの契約保証又は、免除の要件が必要になります。契約保証に係る経費については諸経費に含みます。

《契約保証》

- ・契約金額の100分の10以上の契約保証金
- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

《免除の要件》

- ・保証会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

契約保証事務フロー

